

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

茨城労働局

最終更新日：令和6年6月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
太陽鉱油（株）	東京都中央区	R5.7.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の74	最大積載量が5トン以上の貨物自動車から荷を卸す際に、労働者に保護帽を着用させていなかったもの	R5.7.7送検
久保田運輸倉庫（株）	群馬県みどり市	R5.7.7	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3	フォークリフトを用いて作業を行う際に、あらかじめ作業計画を作成していなかったもの	R5.7.7送検
（有）関東工業	茨城県古河市	R5.8.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	解体用つかみ機と接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせていたもの	R5.8.16送検
（有）塚本林業	茨城県つくば市	R5.8.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第194条の11 労働者派遣法第45条	高所作業車の転倒による危険を防止するための措置を講じていなかったもの	R5.8.18送検
（有）郡司組	茨城県笠間市	R5.10.3	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生施行令第6条 労働安全衛生規則第517条の4	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任していなかったもの	R5.10.3送検
ペイントクリエイティブ オブ ホーム	千葉県柏市	R5.10.10	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第526条	足場に安全に昇降するための設備を設置していなかったもの	R5.10.10送検
（株）丸正興運	茨城県ひたちなか市	R6.1.25	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生施行令第20条	機体重量3トン以上の解体用つかみ機の運転の業務に、法定の運転資格のない労働者を就かせたもの	R6.1.25送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
新光電機（株）	茨城県久慈郡 大子町	R6.2.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2メートル以上の開口部で、囲い等の墜落防止措置を講じずに労働者に作業を行わせたもの	R6.2.2送検
丸和工業（株）	埼玉県北本市	R6.2.15	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ2メートル以上の開口部で、囲い等の墜落防止措置を講じずに下請人の労働者に作業を行わせたもの	R6.2.15送検
（株）サンコー緑地建設	茨城県古河市	R6.2.20	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R6.2.20送検
（株）石川建装	茨城県古河市	R6.2.20	最低賃金法第4条	労働者1名に1か月分の賃金約12万円を支払わなかったもの	R6.2.20送検
（株）コアテクト	茨城県水戸市	R6.3.5	最低賃金法第4条	労働者4名に1か月分の賃金約50万円を支払わなかったもの	R6.3.5送検
（株）水戸京成百貨店	茨城県水戸市	R6.3.11	労働基準法第108条	労働者3名の賃金台帳に真正の労働日数を記入しなかったもの	R6.3.11送検
日鉄ステンレス（株）	東京都千代田区	R6.3.15	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	労働者が鋼板加工機械で発生した不具合の調整作業を行う際、当該機械の運転を停止させなかったもの	R6.3.15送検
個人事業主	茨城県桜川市	R6.3.19	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生施行令第20条	最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務に、法定の運転資格のない労働者を就かせたもの	R6.3.19送検
合同会社あすなる	茨城県龍ヶ崎市	R6.6.13	労働基準法第24条	労働者1名に対し、1か月部の賃金約30万円を、法定の除外事由がないにもかかわらず、所定期日に支払わなかったもの。	R6.6.13送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
啓幸カンパニー 住建メリット	茨城県水戸市	R6.6.19	最低賃金法第4条	労働者1名に対し、4か月分の賃金約72万円を支払わなかったもの。	R6.6.19送検
株式会社 Bellezza	茨城県土浦市	R6.6.19	最低賃金法第4条	労働者4名に対し、2か月分の定期賃金約98万円を支払わなかったもの。	R6.6.19送検